

法曹養成フォーラム ヒアリング資料

平成24年3月13日

千葉県流山市

総務課長 加茂 満

人材育成課長 湯浅 邦彦

1 流山市における弁護士採用の経緯

(1) 背景

- ・地方分権改革以降、独自条例の制定への動きが活発化
- ・条例の検討段階からの市民参加の機運の高まり
- ・市民対応における法的課題の増加

(2) 先進地視察（H22年7月）

- ・三重県名張市、神奈川県逗子市

(3) 議案提案（H22年9月提案、同年12月議決）

- ・流山市一般職の任期付職員の採用に関する条例に特定任期付職員を加える一部改正条例の提案

(4) 職員募集（H23年1月公募開始）

- ・議案が継続審査となったため、募集・選考の期間が予定よりも短くなる
- ・試験は小論文と面接（4名の応募）
- ・採用決定 H23年4月から2年間の任用（成績により5年まで延長可）
政策法務室長として採用（課長相当職）

2 職員としての弁護士の必要性及び具体的効用

(1) 必要性

- ・弁護士職員の活用方法については、自治体の規模や考え方で違う
- ・本市では政策法務室長として法的課題の解決及び職員の法務能力の向上を中心に尽力してもらう

(2) 政策法務室の事務分掌

「法律的課題に対する相談、協力及び処理に関すること。」

「職員の政策法務能力の向上のための研修に関すること。」

「訴訟の総括処理に関すること。」

「行政不服審査法に基づく不服申立てに関すること。」

3 職員としての弁護士への今後の期待

- ・弁護士職員の活用により、一般職員の間に行う上での政策法務の重要性が認識され、常に法令を意識して仕事に取り組むという姿勢の定着を期待

4 流山市での今後の採用プラン

5 地方自治体で法曹有資格者を採用するために必要な制度改善等